日本國天皇家論
章　上宮聖王

日本國天皇実伝

法興の上宮法皇
古代九州の覇者、姫氏と熊襲

九州の弥生文明は古代中国、「呉」の王家一族、「姫氏」によって開かれた。彼らが造った國が「倭（姫）國」である。古来、中国王朝に臣従して、中国史書に「漢委奴國」「邪馬台（壱）國」「倭五王」と紹介されてきた倭人である。九州各地に存在する「装飾古墳」はこの王朝歴代の墳墓で、そこに描かれている「帆船」は、遙か昔、始祖が黒潮に乗ってはるばる九州にまでやって来た航海の記録である。

姫氏第二代の王、「順」が建国した國が「委奴國（吉野ヶ里遺跡）」である。姫氏の歴代はここを本拠に、九州、関西、海を渡り朝鮮半島南部にそれぞれ分国を築いた。私たちになじみ深い「天（あま）」はその第九代の王、「阿米（あまい）」による建国である。

姫氏に続いて渡来してきたのが「楚」の王家一族である「熊氏」である。彼らも九州に國を築いた。その國は日本書紀では「熊襲」と呼ばれている。「熊襲」とは熊氏の國である「楚」を意味する。私たちは「倭國」「熊襲」について日本書紀、風土記においてその存在を読む事ができる。

しかし、今でこそ容易にその実存認識を持ちえるが、「倭」が古代九州に実在した九州王朝だと初めて解明したのは古田武彦氏である。古代史解明に於ける偉大な功績というべきであろう。

九州天皇家の誕生

姫氏第九代の王「阿米（あまい）」が建国した「天（あま）」という弥生国家（集落）は彦島に存在した。「高天原」である。「高地にある阿米（あまい）の弥生集落」という意味を持つ「高天原」はのちに天照大神が統治した國である。天照大神は彦島小戸で生まれ、「高天原（彦島老の山公園）」の女王となった。神武は天照大神の孫である「ニニギの尊」の子孫である。神武もまた姫氏一族ということができる。

姫氏に遅れること約200年、中国「楚」の王家一族である「熊氏」が、祖国滅亡後、九州に渡来してきた。彼らも、また、九州各地に国家を建設した。かれらの國は「熊襲」と日本書紀には描かれている。

神武東征とはこの熊襲の國との戦いであった。その最大の敵は熊氏の行政区の一つであった「菟田下縣（小倉南区）」の「國見の丘（長野城趾）」に立て籠もった熊氏の王、「ヤソタケル」であった。「タケル」は熊氏の王の尊称である。この戦いで勝利した神武は、苅田町、行橋市を転戦し、熊氏の本国である「倭國（香春町）」へ侵入、勝利して、「畝傍の山（香春岳）」の麓に宮を構え、国家の樹立を宣言した。ここに神武九州天皇家と言うべき王朝が誕生した。

神武在位は紀元前一世紀後半

神武はいつ頃の人か。第10代の天皇崇神の崩年について、澁谷雅男氏の研究がある。澁谷雅男氏は崇神の崩年は西暦258であるという。（「日本書紀を批判する」古田武彦/澁谷雅男）

氏の研究に基づいて、日本書紀の在位年数を遡れば、神武の在位を推定することができる。なお日本書紀・古事記に記された年齢、在位は二倍歴とする。神武は紀元前一世紀後半の人である。

天　皇		年齢(実年齢)	在位年(実在位)	在位期間	崩　年
1	神武	127(63)歳	76(38)年	BC52～BC14	BC14年
2	綏靖	84(42)歳	33(16)年	BC14～AD2	2年
3	安寧	57(28)歳	38(19)年	2～21	21年
4	懿徳	77(38)歳	34(17)年	21～38	38年
5	孝昭	114(57)歳	83(41)年	38～79	79年
6	孝安	137(68)歳	102(51)年	79～130	130年
7	孝霊	128(64)歳	76(38)年	130～168	168年
8	孝元	116(58)歳	57(28)年	168～196	196年
9	開化	115(57)歳	60(30)年	196～224	224年
10	崇神	120(60)歳	68(34)年	224～258	＊西暦258年

＊「日本書紀を批判する」古田武彦/澁谷雅男共著

神武が当時、先進の文明国家であった熊氏の二人の王を倒して、北九州に統一国家を樹立した頃、中国は漢の時代であった。神武と同世代の中国皇帝は宣帝である。

宣帝は宮廷にあって、自分の周辺にいる役人たちよりも、人民とじかに接触する役人を重くみた。この時代、循吏（法律に習熟した精錬公平な役人）や酷吏（法律をきびしくし、ゆるがせにしない役人）が活躍し

た。『漢書』循吏伝に宣帝のつぎのようなことばが記録されている。

庶民、其の田里に安んじ、嘆息愁恨の心亡き所以は、政平（政治が公平）訴理（訴訟が道里にかなう）なればなり。我と此（政平訴理）を共にする者は、其れ唯だ良二千石ならんか。

「政平訴理」というのが宣帝の政治理念であり、自分とともにその理想実現にむかって歩むのは、宮廷の公卿や官僚ではなく、地方長官だけだ、という意味である。当時の郡太守の年俸は二千石だったので、地方長官のことを良二千石と称していた。業績をあげた地方長官には、しばしば賞与が下賜され、官爵が授けられた。（「中国傑物伝」　陳舜臣著）

宣帝の政治理念は「漢家は自ら制度有り。本と覇・王道を以て之を雑う。」と現実的であった。王道とは儒家の理想主義であり、覇道とは法家の現実主義であると、陳舜臣は解説している。現実の庶民の姿を政治の基本におく現実主義者であった宣帝は名君といえる。

宣帝と同時代の神武には儒教の教えはない。神武もまた現実主義者であった。そうでなければ、当時すでに「縣」という行政組織を確立していた先進国家である熊襲（熊氏）の軍に勝利することはできなかったであろう。

北九州に実在した神武天皇家

神武から天武まで、九州天皇家は北九州に実在した。この基本認識に立って初めて古事記は読むことができる。古事記説話の舞台、例えば、仁徳天皇の高津の宮は大阪に存在したと想定すると、忽ち破綻をきたす。仁徳天皇の歌に登場する「放（さけ）つ嶋」は大阪湾でいくら探しても見つけることはできない。そもそも、大阪湾には島はない。元明天皇が編纂を命じた「風土記」には九州に足跡を残す景行天皇、仲哀天皇がいる。

豊後國風土記・日田の郡・鏡坂

昔者、向（まきむく）の日代の宮に御宇（あめのしたしろ）しめしし天皇、此の坂の上に登りて、國形を御覧（みをなお）して即ち勅（の）りたまひしく、「此の國の形は、鏡の面に似たるかも」とのりたまひき。因りて鏡坂といふ、斯れ其の縁（ことのもと）なり。

肥前國風土記

筑紫の國御井の郡の高羅（久留米市高良山の麓）の行宮に御（いま）して、國内を遊覧（なそなは）すに、霧、基肄の山を覆へりき。天皇、勅りたまひしく、「彼の國は、霧の國と謂ふべし」とのりまひき。

筑前國・怡土郡

筑前の國に風土記に曰はく、怡土の郡。昔者、穴戸の豊浦の宮に御宇しましし足仲彦の天皇、球磨曾

> 吠を討たむとして筑紫に幸しし時、怡土の縣主等が祖、五十跡手、天皇幸しぬと聞きて、五百枝の賢木を抜取りて船の舳艫に立て、上枝に八尺瓊を挂け、中枝に白銅鏡を挂け、下枝に十握剣を挂けて、穴門の引嶋に参迎へて献りき。

「穴戸の引嶋」とは彦島小戸のことである。仲哀天皇の宮、「豊浦の宮」は彦島小戸に存在した。この宮から「筑前の國」に行ったという記録である。この「筑前の國」とは國生みの筑紫嶋・筑紫國（門司区）ではなく、筑前國の怡土の郡（福岡県前原市）である。仲哀天皇は「穴戸の豊浦の宮」に住んでいた。「豊浦」の「豊」とは「伊豫二名嶋」の女王の名前で、この嶋を統治した女王は「伊豫」と呼ばれ、また「豊」とも呼ばれていた。「伊豫二名嶋」とは「二つの名前もつ女王の嶋」という意味である。「伊豫」とも呼ばれ「豊」とも呼ばれた女王の嶋は彦島老町である。仲哀天皇の宮はここにあった。故に、その宮の名前は「豊の浦の宮」という名前だったのである。彦島の八幡宮は仲哀天皇を祀っている。

九州天皇家の都・近江（小倉南区）

（ www.geocities.jp/kikunosato2005/index.html -）

古事記に登場する「河内」と呼ばれた地域は小倉南区に広がった河内であった。古くから栄えてきたところで

縄文時代遺跡も存在する。この小倉南区は九州天皇家の都、「近江」だった。景行天皇、その子の成務天皇は此処に宮を構えていた。万葉集に詠われた「近江大津宮」とは小倉南区長野に実在した九州天皇家の王宮である。天武天皇の兄、「近江大津宮天皇」も近江の宮に住み、天武の妻である持統もこの宮で草壁皇子を産んだ。小倉南区には九州天皇家歴代の宮が存在した。そして、また、その王墓も存在した都であった。

ここには、また、「出雲神話」の神々を祀った神社が存在する。「天(あま)」を追放された天照大神の弟スサノオノミコトは関門海峡を渡り、小倉南区に入った。そして此の地の支配者であった「ヤマタノオロチ」を倒し、ここに新しく國を作った。それが出雲王朝である。神武東征の遙か昔、小倉南区は出雲王朝の都でもあった。

九州天皇家の始祖、神武は中国「楚」の國の王家一族である熊襲(熊氏)と戦い、勝利して、香春町に国家を樹立した。この国家創建が九州天皇家の始まりである。以来、神武の天皇家は天武まで北九州に実在した。
日本書紀は倭建・景行が倒した相手を「熊襲」と書いている。「熊」とは古代中国「楚」の王の伝統的な名前で、日本書紀に登場する「熊襲」とはこの王朝の王一族である。「姫氏」と同様、祖国が滅びて日本に渡来してきた弥生人である。古代九州を支配した弥生日本人は「姫氏」の流れと「熊氏」の流れの二つがあった。神武の九州天皇家は「姫氏」の流れである。

神武が支配した国々は彦島・小倉北区・小倉南区・行橋市・香春町・田川市である。神武の國は九州の中では、小国であった。周りは熊氏の国家が包囲していた。景行紀には「熊襲が叛いた」と記録されている。九州天皇家のこの言い分の背景には、自らの祖「姫氏」こそが九州の支配者であるという歴史認識が存在する。姫氏が主で、熊氏は従という認識である。唐建国によって東アジア世界が激動再編されるまで北九州の一角に存在した九州天皇家は日本史の表舞台に登場することはなかった。では、当時、日本を支配、統治したのはいかなる権力なのか。それがもう一つの天皇家、日本國天皇家である。

日本國天皇家

記紀・風土記・万葉集は神武天皇家は九州に実在したことを記録している。北九州の地理はその記録の妥当性を実証し、その史跡はその記録を裏付ける。古事記、日本書紀の神武東征は北九州である。それを奈良東征と読んだのは近代の研究者である。だが、神武自身の言葉がこれら研究者の誤謬を正す。
神武が東征の激戦地「国見の丘(城山)」から「蜻蛉のとなめ」と云ったのは竹馬川の流れだった。神武が戦いを終えて都を開く時、「畝傍の山」と云った山は、まさしく、畝のように、三つの山が連なる香春岳だった。神武の言葉は自分が都を開いたのは奈良橿原ではなく北九州香春の町だったと、私たちに語りかけている。しかし、神武が語る言葉の意味はそれだけではない。

“我々の天皇家は北九州に実在した。”
“従って古代関西には、別の王朝が存在していた。”

神武が伝える言葉の真意はここにある。私たちは神武の教えに従って、新しい探求の旅に出かけよう。古代奈良・古代大阪南河内に巨大な古墳を残したのはいかなる国家か。その国王はいかなる人物だったのか。

法隆寺金堂、釈迦三尊光背銘

まず、訪ねるべきは法隆寺である。この寺に古代国家の扉を開ける仏が私たちの来訪を待ちかねている。ご存じのように、法隆寺金堂中央に安置されているのは“釈迦三尊佛”である。大きな仏像を見慣れているせいか、この有名な“釈迦三尊佛”を実際に金網越しにみると、以外に小さいと感じる。下の写真のようなお姿の金銅仏で、重さ200キロ、脇侍を含めると500キロという。古風な姿の仏像であるが、その光背には次のような銘が刻まれている。

法興元三一年歳次辛巳十二月鬼
前太后崩明年正月二二日上宮法

皇枕病弗悆干食王后仍以勞疾並
著於床時王后王子等及與諸臣深
懐愁毒共相發願仰依三寶當造釈
像尺寸王身蒙此願力轉病延壽安
住世間若是定業以背世者往登浄
土早昇妙果二月二一日癸酉王后
即世翌日法皇登遐癸未年三月中
如願敬造釈迦尊像并侠侍及荘厳
具竟乗斯微福信道知識現在安穏
出生入死随奉三主紹隆三寶遂共
彼岸普遍六道法界含識得脱苦縁
同趣菩提使司馬鞍首止利佛師造

法興の元(はじめ)より三十一年(621)、歳次未巳十二月、鬼前(神前・かむさき)太后崩ず。
明年(622)正月二十二日、上宮法皇、病に枕して、悆(こころよ)からず。
干食し(食べ物を受け付けず)、王后、仍(よ)りて以て勞疾し、並びに、床に著く。
時に王后、王子等、及び諸臣、深く愁毒(しゅうどく・うれい)を懐(いだ)き、共に相発願(ほつがん)す。
三宝を仰ぎ依りて、當に尺寸王身(しゃくすんおうしん)の釈像を造るべし。
此の願力(がんりき)を蒙(こうむ)り、病を転じ、寿(よわい)を延べ、世間に安住せんことを。
若(も)し是れ定業(じょうごう・前世からの定め)にして、以て世に背かば、往きて浄土に登り、早く妙果(みょうか・悟り)に昇らんことを。
二月二一日、癸酉、王后即世す。翌日法皇、登遐す。
癸未年(623)、三月中(に)、願の如く、釈迦尊像并(なら)びに侠侍及び荘厳の具(光背と台座)を敬造し竟(おわ)りぬ。
斯(こ)の微福(みふく)に乗(よ)り、信道の知識(道を信じる施主)、現在には安穏にして、生を出でて死に入らば三主(鬼前太后・上宮法皇・王后)に随ひ奉り、三寶を紹隆(しょうりゅう)し、共に彼岸を遂げ、六道に普遍(輪廻)する法界(宇宙)の含識(衆生・人々)も、苦縁を脱するを得て、同じく菩提に趣かん。
使司馬・鞍首止利佛師、造る。

法隆寺金堂釈迦三尊像(『飛鳥・白鳳の在銘金銅仏』同明社刊より)

元号「法興」を定めた国家は日本國天皇家

「法興元」とは「法興の元（はじめ）より」と訓む。「元（はじめ）の号」が「法興」である。つまり、「法興」が元号である。「法興」とは文字通り、「法（仏法）を興す」という意味を持つ。法隆寺釈迦三尊の光背銘に刻まれた「法興32年」は622年である。この元号を定めた王が「上宮法皇」である。従って、その命日を元号「法興」を使って表示したのである。

では、「上宮法皇」とは神武天皇家の天皇なのか。そうではない。622年の当時、神武天皇家には元号がなかった。神武天皇家の元号は天武天皇の代の「朱鳥」が最初である。「朱鳥」が九州天皇家が初めて制定した元号だった。なぜなら、天武が天皇（日本の支配者）となったからである。天武以前の九州天皇家の天皇は元号を定めることはなかった。日本書紀は「・・・天皇の・・・年」と記録している。元号がなかったからである。

奈良斑鳩、法隆寺の金堂に安置されている釈迦三尊佛釈迦像は法興元年（590）に即位し、法興32年（622）に亡くなった上宮法皇の尺寸の釈迦佛である。この上宮法皇が元号を「法興」と定めた国家の王である。上宮法皇は仏法導入を果たし、それ故、元号を「法興」と定めたのである。

この上宮法皇とはいかなる国家の王だったのか。日本書紀・推古天皇にそのヒントとなる記述がある。

> 是の月に、上宮太子を磯長陵に葬る。是の時に當りて、高麗の僧慧慈、上宮皇太子薨りましぬと聞きて、大きに悲ぶ。皇太子の為に、僧を請せて設齋す。仍りて親ら経を説く日に、誓願ひて曰はく、「日本國に聖人有す。上宮豊聡耳皇子と曰す。固に天に縦されたり。玄なる聖の徳を以て、日本の國に生れませり。三経を苞み貫きて先聖の宏猷に纂ぎ、三寶を恭み敬ひて、黎元（おほみたから）の厄を救ふ。是實に大聖なり。今太子既に薨りませぬ。我、國異なりと雖も、心断金に在り。其れ独り生くとも、何の益かあらむ。我来年の二月の五日を以て必ず死らむ。因りて上宮太子に浄土に遇ひて、共に衆生を化さむ」といふ。是に、慧慈、期りし日に當りて死る。是を以て、時の人の彼の此も共に言はく、「其れ独り上宮太子の聖にましますのみに非ず。慧慈もまた聖なりけり」といふ。

日本書紀が記録しているのは高句麗の僧、慧慈の言葉である。僧、慧慈は上宮法皇の仏法の師であった。日本書紀では上宮法皇は「上宮皇太子」と書かれている。この表記は近畿天皇家の大義に立ったものであるが、「上宮皇太子」とは法隆寺釈迦三尊光背銘に刻まれた「上宮法皇」と同一人物である。

慧慈は「上宮法皇」の生い立ちを「日本の國に生れませり。」と述べている。上宮法皇が産まれた國は日本國であるという。奈良に都を置き、元号を「法興」と定めた上宮法皇の國は高句麗の人々から「日本國」と呼ばれていた国家だった。古代関西に実在した国家は海外から「日本國」と呼ばれていたのである。

「法皇」とは「僧籍に帰依した天皇」という意味である。上宮法皇は日本國天皇家の天皇だった。

日本國天皇家の存在

鬼前太后

光背には「鬼前太后」が法興31年（621年）12月にが亡くなったと記されている。「太后」とは王母の意味である。「鬼前太后」を何と読むか、古来難問であった。「かむさきたいごう」と読む。ヒントは「上宮法王帝説」にある次の解説である。

> この皇后の同母の弟、長谷部天皇、石寸神前宮に天の下治めしき。若し疑うらくは其の姉の穴太部王、即ち其の宮に坐すが故に、神前皇后を称す也　（上宮法王帝説）

上宮法王帝説の「上宮法王」と釈迦三尊光背銘の「上宮法皇」は同一人物か或いは別人か。帝説上宮法王の命日は「壬午年（推古三十年）二月二十二日夜半、聖王薨逝也」と記している。推古30年は西暦622年である。その命日は622年2月22日である。釈迦三尊光背の上宮法皇の命日は法興32年2月22日、西暦622年2月22日である。両者の死亡年月日は同じである。

また、両者の名前は「法王」「法皇」である。「法」は仏法の「法」でどちらも仏教に帰依した王の称号である。上宮法王帝説の「上宮法王」と釈迦三尊光背銘の「上宮法皇」は同一人物である。

上宮法王（法皇）の母は、上宮法王帝説では「神前皇后」で、釈迦三尊光背銘では「鬼前太后」である。この二つの名前は文字は異なるが、読みは同じである。「神前」は「かむさき」と訓む。従って「鬼前」も「かむさき」と訓むのが妥当である。何故、光背銘では「神前」を「鬼前」と記したのであろうか。恐らく「鬼」も「神」も不思議な力を持つと考えられていたからであろう。「鬼」は「神」に通じるという考えである。「鬼神の働き」という用法と同じである。

だが、「太后」と「皇后」では根本が異なる。なぜ、光背銘では「太后」と書かれ、法王帝説では「皇后」と書かれたのであろうか。釈迦三尊の光背銘は堂々たる漢文である。光背銘を書いた人物は漢文に通じ、中国文化を身につけた外国人であろう。従って、上宮法皇の王家一族を中国王朝の王家一族で使われる呼称で表現した。それが「太后」である。一方、上宮法王帝説では日本國天皇家の呼称が使用された。日本國天皇家では「皇后」だった。弟は「長谷部天皇」である。「皇后」も「天皇」も天皇家の呼称である。日本國天皇家では王は「天皇」と呼ばれ、王の母は「皇后」と呼ばれていた。日本國には天皇家が存在したのである。

干食王后

古来難解な文である。「干食王后」をそのまま名前と考えるのが一般的である。ところが、そのような名前の王后が見当たらない。古田武彦氏は次のように指摘する。

> さらに「干食王后」については、やはり私は「干食王后」と読まずに切り放して前の文章につなげ、「上宮法皇、枕病して[余/心]らずして食を干かす」と考える。同じ意見の人ももちろんいる。これは「食物がのどに通らない。薬石甲斐なし。薬を用いても効果がない。」という意味に採るべきだ。中国にもそういう詩があり、それをバックにした文言であると論じた。ですから、前につなげるほうがよい。
>
> （市民の古代別巻1　『聖徳太子論争』新泉社）

「干食」の意味は、古田氏の指摘のように、「のどを通らない」の意味であろう。「断食」とは自ら食を断つ。「干食」とは「食を干す」、つまり、「食をふせぐ」の意で、全く食欲がなく食べることができないといった意味と考えられる。

では「干食」を「干食王后」と読むか、それとも、古田氏の指摘のように、「干食」の主語を上宮法皇として、「上宮法皇は食を干かす」と読むか。どちらとも読めるかもしれない。しかし、銘文は、「王后仍以勞疾並著於床」と続く。「王后仍以勞疾」は「王后、仍（よ）りて以て勞疾し」と読む。意味は「王后はそれが原因で疲労し病気となった」である。王后が病気になった原因とは「干食」と考えるべきあろう。従って、「干食王后仍以勞疾並著於床」はそのまま一つの文と読み、「干食し王后は仍（よ）りて以て勞疾し、並びに、床に著く」という意味になる。

食を干したのは王后である。上宮法皇が病気となった。病状は良くなく回復が見込まれない。王后は心配で心配で食事も喉を通らない。つまり、「食を干した」。それが原因で、王后は疲れ病となり、王后もまた法皇と同じように病床についた。このように解すべきであろう。

愁毒

「時王后王子等及與諸臣深懐愁毒共相發願」とある。「深く愁毒を懐き」と読むが「愁毒」が難しい。この語句も出典がある。「大方便仏報恩経」に同じ用法が見えるという。

> それは、釈尊が、天に昇って亡き母のために九十日、説法をしていた間、弟子たちは歎いて釈尊を捜し求め、優填王は釈尊を恋慕するあまり、牛頭栴檀（香木）で釈尊そっくりの像を作って礼拝供養したという話です。この話は、仏像の起源譚として様々な仏典に見えており、有名なものですが、インド由来の諸文献に基づいて中国で編集されたと推定され、六朝末から唐にかけて広く読まれた『大方便仏報恩経』では、こう書かれています。
>
> > 優填大王戀慕如來、心懐愁毒、即以牛頭栴檀、摽像如來所有色身、禮事供養、如佛在時、無有異也　　大正蔵3巻136b。
> > 優填大王、如来を恋慕し、心に愁毒を懐き、即ち牛頭旃檀を以て、如来の有する所の色身を摽像

し、礼事し供養すること、仏の在(いま)す時と異なり有ること無きなり。

釈迦三尊像光背銘を書いた人が、この話を意識して書いたことは疑いありません。銘文では、「尺寸王身(上宮王の身、つまり太子と同じ背丈)」の釈迦像を作る功徳によって、「転病延寿し、世間に安住」されるよう願い、定業であるなら、「浄土に往登し、早く妙果に昇る」よう願ってますが、実際には助からないことが確定した段階で臨終儀礼の一つとして誓願を行なうこともよくあったようです。

この銘文は太子が亡くなってから書かれているのですから、「母后が亡くなってすぐ、太子が後を追うように亡くなったのは、釈尊と同様、亡き母に説法するため天に行かれたのだ」と受け止め、不在の釈尊を恋慕する優填王が釈尊そっくりの像を作ってお仕えしたように、残された我々も太子の生前の姿そのままの像を作るのだ、という面も意識しつつ、生前の誓願として描いたと見るべきでしょう。
(http://blog.goo.ne.jp/kosei-gooblog/e/5e2efa94ebc42700d52f50d043abde2a)

HP作成者、石井公成氏の指摘の如く、「大正蔵3巻136b」に同じ用法がある。王后・王子・諸臣は深く愁い悩み、共に発願して、上宮法皇と同じ身丈の釈迦佛を敬造することにした。王后・王子等、及び諸臣がいかに仏法に帰依していたかを象徴しているが、同時にこの銘文を作った人物は仏教に極めて深い造詣を持った人物であったことを示唆している。

釈迦の逸話をもとに「尺寸の王身の釈像を造る」ことを発願した。法隆寺金堂釈迦像は上宮法皇の尺寸の仏像である。釈迦像は上宮法皇の生き写しの仏像だった。その侠侍の仏像は当然、上宮法皇の母と妻である。

光背銘の上宮法皇は日本國の天皇

私たちは法隆寺金堂本尊釈迦三尊佛光背銘文の解読から、上宮法皇の人物像に近づくことができる。

(1)法皇とは「僧籍に入った天皇」の称号である。日本國には天皇がいた。上宮法皇は実社会においては天皇であった。光背では中国王朝の呼称に従って天皇の母を「太后」と書き、その妻を「王后」と書いた。だが「上宮法王帝説では「皇后」「天皇」と書かれている。その理由は日本國には天皇家が存在したからである。九州天皇家に対し、日本國天皇家が存在した。

(2)日本國天皇家は「法興」という元号を定めた。

(3)「法興」とは「法を興す」という意味の元号である。「法」とは仏法である。この天皇の時代に、日本國では仏法が興った。仏法が興ったとは仏法を導入して信仰したという意味である。故に、天皇は、自分の治世を「法興」と号し、自ら僧籍に入った。その導師が高句麗の僧、慧慈だった。

(4)天皇が即位したのは法興元年である。そして亡くなったのが法興32年である。法興32年は622年であるから、逆算すると即位は590年である。590年から622年までが、この天皇の治世である。なお、この期間は、日本書紀の皇歴で云うと、崇峻(587～592)－推古(593～628)の二代に当たる。

(5)奈良に存在する法隆寺金堂の本尊として信仰されてきた釈迦像とは日本國天皇、上宮法皇をモデルとして造られた尺寸の釈迦佛である。

(6)推古30年(622)2月22日に亡くなった日本國天皇の伝記が「上宮法王帝説」である。この書物では「法興」年号は使用されずに、推古30年という皇歴による年代表記法がとられている。

慧慈法師賣上宮御製疏還帰本国、流伝之間、壬午年(推古三十年)二月二十二日夜半聖王薨逝也。慧慈法師聞之、奉為王命講経発願日、逢上宮聖王必欲所化。吾慧慈来年二月二十二日死者、必逢聖王面奉浄土、遂如其言、到明年二月二十二日発病命終也

「帝説」に紹介されている慧慈法師は高句麗の僧である。彼の実在は記録に残る。実在した慧慈法師は上宮聖王の死を聞き次の如く述べている。

吾慧慈来年二月二十二日死者、必逢聖王面奉浄土
(私、慧慈は来年の2月22日に死んで、聖王に浄土で会う)

この言葉通りに、慧慈は「上宮聖王」の命日の翌年の2月22日に亡くなった。帝説には「上宮聖王(上宮法王)」と法師・慧慈との深い師弟関係を載せている。

「上宮法王」は仏教に帰依した。その師が高句麗僧、慧慈法師であった。高句麗に帰国していた慧慈は「上宮法王」の訃報を聞き、「私、慧慈は来年の2月22日に死んで、聖王に浄土で会う」と云い、その通り、「上宮法王」が亡くなった翌年の2月22日の命日に、発病して亡くなった。

「上宮聖王」の命日は壬午年(推古三十年)2月22日である。推古30年は西暦622年である。法隆寺釈迦三尊光背銘の「上宮法皇」、帝説の「上宮法王」、慧慈法師の「上宮聖王」は全て同じ命日である。この人物が奈良に存在した日本國の天皇であった。高句麗僧慧慈に師事し、仏教を導入し、法皇・法王・聖王と讃えられた天皇だった。

日本國天皇、上宮法皇

法隆寺釈迦三尊光背銘の上宮法皇は実在したのか。また、いかなる姿として実在したのか。その記録は少しずつ表現を変えて存在する。伊予國風土記に次の記録がある。上宮聖徳皇子に関する部分を取り出してみよう。

1. 伊予國風土記の上宮聖徳の皇

湯の郡　伊社迩波の岡

・・・・・・・・・・・上宮聖徳の皇子を以ちて、一度と為す。及、侍は高麗の恵慈の僧・葛城臣等なり。時に、湯の岡の側に碑文を立てき。其の碑文を立てし處を伊社邇波の岡と謂ふ。伊社邇波と名づくる由は、當土の諸人等、其の碑文を見まく欲ひて、いざなひ来けり。因りて伊社邇波と謂ふ、本なり。

碑文に記して云へらく、法興六年十月、歳丙辰にあり。我が法王大王と恵慈の法師及葛城臣と、夷與の村に逍遙び、正しく神の井を観て、世の妙しき験を歎きたまひき。意を叙べ欲くして、聊か碑文一首を作る。

惟ふに、夫れ、日月は上に照りて私せず、神の井は下に出でて給へずといふことなし。萬機はこの所以に妙に應り、百姓はこの所以に潜かに扉す。若乃ち、照らし給へて偏私ることなきは、何ぞ、國を寿しくすること華台の随に開け合ひたるに異ならむ。華の台の随に開きては合じ、神しき井に沐して疹を癒す。詎そ落る花の池に舛きて化羽かむ。窺ひて山岳の巌嶂を望み、反に平子が能く往を翼ふ。椿樹は相廕り而ち穹窿となり、実に五百の張れる蓋を想ふ。朝に臨みては啼く鳥而ち戯れ哢り、何そ暁の乱る音も耳に聒しき。丹き花巻ける葉は而ち映き照り、玉の菓弥る葩は以ちて井に垂れたり。その下に経過れば、以ちて優る遊びにある可く、豈洪灌霄庭の意を悟らむ歟。
才拙く実に七歩に慚づ。後の君子、幸くはな嗤咲ひそ。　　(伊予國風土記)

(1) 伊予風土記に依ると、伊予の湯を訪れたのは「上宮聖徳の皇子」「高麗の恵慈の僧」「葛城臣」である。
(2) その時、伊予の湯に感激して詩を詠んだ。碑文が建てられた。この碑文には「我が法王大王」と名前が書かれている。「法王大王」とは風土記「上宮聖徳の皇子」と同一人物である。上宮聖徳皇子は法王大王と呼ばれていた。「法王大王」を二人の人物と読むべきではない。「法王」でありまた同時に「大王」であったから重ねて尊称されたのである。
(3) 碑文には「法興六年十月、歳丙辰」と日付を記している。596年10月のことである。ここに元号法興が使われている。この元号は法隆寺釈迦三尊光背銘の「法興」と同じである。

伊予風土記に記された上宮聖徳の皇子は、法興6年10月に、伊予の湯を訪れて詩文を残した。同行したのは高麗の僧、恵慈の僧だった。それぞれの名前表記が法隆寺釈迦三尊光背銘文と上宮法王帝説と少し異なる。しかし、「法興6年」という表記から、元号「法興」を定めた王朝の「法王大王」と限定出来る。

伊予風土記の上宮聖徳皇子は上宮法皇（上宮法王・上宮聖王）と同一人物である。上宮法皇は法興年間、奈良に存在した古代国家、日本國天皇家の天皇であった。

重臣「葛城臣」を伴って訪れた「夷與」とは「松山伊予」で、道後温泉である。この伊予國は九州天皇家の古代伊豫（彦島）ではない。この伊予風土記は松山伊予の風土記である。

2. 日本書紀・推古天皇の上宮法皇

日本國の天皇、上宮法皇は日本書紀にどのように記録されているのか。

> 29年2月5日、半夜に厩戸豊聡耳皇子命、斑鳩宮に薨りましぬ。是の時に、諸王・諸臣及び天下の百姓、悉に長老は愛き兒を失へるが如くして、鹽酢（しほす）の味、口に在れども嘗（な）めず。少幼は慈（うつくしび）の父母を亡へるが如くして、哭（な）き泣（いさ）つる 聲、行路に満てり。乃ち耕す夫は耜（すき）を止み、舂（いねつ）く女は杵（きぬおと）せず。皆曰はく、「日月輝を失ひて、天地既に崩れぬ。今より以後誰を恃（たの）まむ。」といふ。是の月に、上宮太子を磯長陵に葬る。是の時に當りて、高麗の僧慧慈、上宮皇太子薨りましぬと聞きて、大きに悲ぶ。皇太子の為に、僧を請せて設齋す。仍りて親ら経を説く日に、誓願ひて曰はく、「日本國に聖人有す。上宮豊聡耳皇子と曰す。固に天に縦されたり。玄なる聖の徳を以て、日本の國に生れませり。三経を苞み貫きて先聖の宏猷に纂ぎ、三寶を恭み敬ひて、黎元（おほみたから）の厄を救ふ。是實に大聖なり。今太子既に薨りませぬ。我、國異なりと雖も、心断金に在り。其れ独り生くとも、何の益かあらむ。我来年の二月の五日を以て必ず死らむ。因りて上宮太子に浄土に遇ひて、共に衆生を化さむ」といふ。是に、慧慈、期りし日に當りて死る。是を以て、時の人の彼の此も共に言はく、「其れ独り上宮太子の聖にましますのみに非ず。慧慈もまた聖なりけり」といふ。
>
> （日本書紀・推古天皇）

これが上宮法皇の記録である。しかし、日本書紀の記録は改変されている。

没年月日

日本書紀はその没年月日を推古29年2月5日とする。事実は推古30年2月22日である。日本書紀の621年2月5日は誤記である。日本書紀の「厩戸豊聡耳皇子命」と光背銘の「上宮法皇」は同一人物である。

名前

日本書紀は斑鳩で亡くなった日本國天皇の名前を「厩戸豊聡耳皇子命」と書いている。「厩戸豊聡耳皇子命」は高麗僧、慧慈によって「上宮聖王」と呼ばれ、法隆寺釈迦三尊光背が「上宮法皇」と記している王と同一である。

日本書紀は上宮法皇を「厩戸豊聡耳皇子命」「上宮太子」「皇太子」「上宮豊聡耳皇子」と、四通りの名前で記している。「厩戸豊聡耳皇子命」「上宮豊聡耳皇子」は明らかに日本書紀を作った近畿天皇家の大義名分による表記方法であろう。上宮法皇は近畿天皇家の皇子であるという日本書紀の立場である。

日本書紀は慧慈が「上宮豊聡耳皇子と曰す」と言ったと書いている。これも日本書紀編者の改変であろう。実際に高句麗僧、慧慈が言った言葉は法王帝説に記録されている。それは「吾慧慈来年二月二十二日死者、必逢聖王面奉浄土」である。ここで彼は「聖王」と呼んでいる。この呼び名は高句麗王朝の使用法の基づいていると思われるが、「聖王（ひじりのおう）」とは「王」である。「王」とは国王である。「聖王」に「皇子」という意味はない。國王と皇太子では根本が異なる。

また、当時の人々が「上宮法皇」をどのように呼んでいたか記録されている。「上宮太子」である。時の人はあの人もこの人も、「上宮太子だけでなく、慧慈もまた聖であった」と噂し合った。当時の人々は、上宮法皇を「上宮太子」と呼んでいた。「上宮太子」も、また、「皇子」という意味を持たない。日本書紀の記述は、崩御年を622年2月22日に改め、名前を「上宮太子」と改めて読まれるべきであろう。

上宮太子は622年2月22日斑鳩宮で亡くなった。法隆寺釈迦三尊光背に銘された上宮法皇の没年月日と一致する。日本書紀にその伝記が残る上宮太子と法隆寺釈迦佛とは同じ人物である。上宮太子は「磯長陵」に埋葬された。現在、大阪府太子町に磯長陵が存在し、叡福寺が陵を護っている。磯長陵には三つの棺が眠る。釈迦三尊光背銘が伝えるが如く、「法皇」「太后」「王后」の三人の棺である。日本書紀に記録された上宮太子は実在した日本國の天皇であった。

3. 日本書紀・推古天皇の「聖皇」「先王」

> 爰(ここ)に大兄王答へて曰はく、「摩理勢(まりせ)は素(もと)より聖皇(みかど)の好したまふ所なり。而して暫(しばら)く来(きた)れらくのみ。豈叔父の情に違はむや。願(こ)う、な瑕(とが)めましそ」とのたまふ。則ち摩理勢に謂りて曰はく、「汝、先王の恩を忘れずして、来れること甚(はなは)だ愛(めぐ)し。然るに其れ汝一人に因りて、天下乱るべし。亦先王臨没しときに、諸子等に謂りて曰ひしく「諸の悪をそ作そ。諸の善奉行へ」とのたまひき。余斯の言を承りて、永き戒とす。是を以て、私の情有りと雖も、忍びて怨むること無し。復我叔父に違ふこと能はず。願ふ、今より以後、憚ること勿くして意を改めよ。群に従へ。退ること無」とのたまふ。

山背大兄王が蘇我蝦夷大臣の使者に答える場面である。大兄王は「聖皇(みかど)の好したまふ所なり」と云う。摩理勢は「聖皇」が重用していた重臣である。この「聖皇」は推古天皇ではない。摩理勢を重用していたのは日本國天皇、上宮聖王である。従って、大兄王は「汝、先王の恩を忘れずして、来れること甚(はなは)だ愛(めぐ)し」と、先王の子どもである自分の所へやって来たのは愛しいことだと、讃えたのである。

ここに推古天皇が入る余地はない。先王(上宮聖王)とその子ども大兄王と蘇我蝦夷と摩理勢である。
摩理勢に対して、大兄王は「先王」と云っている。その呼称が示すように、「上宮聖王」は日本國王であった。

4. 日本書紀、推古天皇の蘇我大臣の新年の歌

> 推古二十年(612)春正月七日に、置酒して群卿に宴す。是の日に、大臣、壽上(おほみさかづきたてまつ)りて歌ひて曰さく、
>
> やすみしし　我が大君の　隠ります　天の八十蔭　出で立たす　御空を見れば　萬代に　斯くしもがも　千代に　斯(か)くしもがも　畏(かしこ)みて　仕え奉らむ　拝みて　仕へまつらむ　歌獻(づ)きまつる
>
> 天皇、和(こた)へて曰はく
>
> 眞蘇我よ　蘇我の子らは　馬ならば　日向の駒　太刀ならば　呉(くれ)の眞刀(まさひ)　諾(うべ)しかも　蘇我の子らを　大君の　使はすらしき

「我が大君」とは上宮法皇

推古20年(612)の正月の歌である。まず大臣が詠う。大臣とは蘇我馬子である。蘇我大臣は「我が大君」と歌う。この「大君」とは誰を指しているのか。通常の理解では推古天皇である。返歌は「天皇、和(こた)へて曰はく」と書くように、推古天皇が歌を返したことになっている。

推古天皇が蘇我大臣の歌に応えて歌ったという訳である。その天皇が、返歌で「大君の使はすらしき」と歌っている。これは不思議な表現である。推古天皇が「大君がお使いになる」と歌ったことになる。推古天皇は誰を指して「大君」と云ったのであろうか。この疑問に対して「古代歌謡集・頭注」は解説している。

> 諾(うべ)しかも－ウベはもっともである、道理であるという意の副詞。シは強意、カモは感動を含む疑問の助詞、「使はすらしき」と連体形で結ぶ。自称敬語

つまり、推古は自らを「大君」といい、自らに対して「使はすらしき」と「自称敬語」を使ったという解釈である。しかし、自称敬語とはいかに考えても無理であろう。黒岩重吾氏は別の解釈をとる。

何れにせよ、推古女帝と馬子ががっちり手を握り政治権力を掌中にしたのは、推古20年(621)の正月だった。女帝と馬子は歌を詠み合い、大王と馬子の強力な関係を群臣に誇示した。その直後、推古女帝は父欽明大王の墳墓に亡き母・堅塩媛を合葬した。

(「聖徳太子の実像と幻像」・黒岩重吾　大和書房)

黒岩重吾氏は「大君」は第三者として理解し、欽明としている。第三者と捉えるのは妥当な判断であるが、しかし、歌の意味を考えるとそうはならないであろう。

やすみしし　我が大君の　隠ります　天の八十蔭

「八十蔭」とは「宮殿」の意で、「大君が居る広大な宮殿」の意である。だとすると、「大君」は欽明ではない。「隠れる」は亡くなるという意味ではなく、「住む」という意である。すると、「大君」は現在、生きている人物である。
すでに亡くなった欽明天皇ではない。黒岩氏の読みも外れる。

この正月祝賀の席を改めて再現してみよう。先ず蘇我馬子が居る。その蘇我馬子が「我が大君」と讃えた「大君」が居る。蘇我馬子が歌を詠むと、「大君」と「馬子」の二人を讃えて歌を詠んだ「三番目の人物」が居る。映画「第三の男」ではないが、この人物は影に隠れて見えない。

馬子が、「我が大君の隠ります」と歌い、続いて、「第三の人物」が、「大君の使はすらしき」と歌った「大君」とは誰か。日本國天皇、上宮聖王である。621年、日本國天皇家の正月祝賀の席に、上宮法皇と大臣馬子と「第三の人物」の三人がいた。

まず、馬子が詠う。

萬代に、斯(か)くしもがも千代に斯(か)くしもがも、畏(かしこ)みて仕え奉らむ、拝みて仕へまつらむ。

「我が大君」とは上宮法皇である。馬子の歌に呼応して、第三の人物が詠う。

眞蘇我よ　蘇我の子らは　馬ならば　日向の駒　太刀ならば　呉(くれ)の眞刀(まさひ)　諾(うべ)しかも　蘇我の子らを　大君の　使はすらしき

彼女は、「眞蘇我よ」と呼びかけ、「蘇我の子らは　馬ならば　日向の駒　太刀ならば　呉(くれ)の眞刀(まさひ)」と、馬子を讃えた。故に、「大君」は馬子を大臣に任命されているのだ。二人とも上宮法皇を「大君」と歌ったのである。

「第三の人物」は上宮法皇より下位、馬子より上位の人物である。日本書紀はこの「第三の人物」を「天皇、和へて曰はく」と書き、「推古天皇」であると書いた。これは推古紀を編纂した日本書紀編者のミスである。

眞蘇我よ　蘇我の子らは　馬ならば　日向の駒　太刀ならば　呉(くれ)の眞刀(まさひ)　諾(うべ)しかも　蘇我の子らを　大君の　使はすらしき

この作歌者は推古天皇ではない。しかし、日本書紀編者が推古天皇としたには訳があった。作歌者は女性だったからである。
作歌者は女性で、位は蘇我大臣より上位、大君(日本國天皇)より下位の人物である。そのような人物とは誰か。上宮聖王の妻(王后)である。新年祝賀の儀、場所は宮中、正面に日本國天皇、上宮法皇が座っている。居並ぶ臣下を代表して蘇我馬子が祝賀の歌を献上する。王后は蘇我大臣を「日向の馬」「呉の真太刀」と讃え、故に大君(上宮法皇)は馬子を大事に使われるのだ、と返歌した。

王后の立場として見事な対応というべきである。「上宮聖王」と「王后」と「蘇我馬子大臣」、三者による新年祝賀の風景である。伊予風土記に登場する、「夷與の村」の温泉に同行した「葛城臣」とはこの蘇我馬子であろう。